

平成29年の犯罪発生状況をお知らせします

平成29年の犯罪発生状況を見ると、振り込み詐欺が依然として多く、市内で12件(総被害額2,235万円)発生しました。振り込み詐欺は家族や親族、市職員や警察官をかたり、現金やキャッシュカードを奪おうとします。家族と合言葉を決める、電話機を録音装置付きに変えるなどの対策をしましょう。

平成29年 市内地区別犯罪発生状況

地区	強盗	侵入窃盗			非侵入窃盗							合計	
		空き巣	忍び込み	その他	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	工事場ねらい	部品ねらい		万引き
忍		1					1	5	2		1	3	13
行田				2				16	1				19
佐間		3	1	1		1		4	4	1	3	21	39
持田		4	4	2		1	1	14	14	1	8	28	77
星河		1						4	6		2	3	16
長野		1	1	7		2		28	13		2	7	61
荒木				5		1		1	2	1	2		12
須加		2		1				2	3				8
北河原		1							1		1	2	5
埼玉		2		2					3				7
星宮						1						1	2
太井		4	1	3			1	24	3		20	3	59
下忍		1	1			1		2					5
太田		4		7		1		4	9	1	3	7	36
南河原			1			1			2				4
29年	0	24	9	30	0	9	3	104	63	4	42	75	363
28年	3	14	15	43	1	12	7	123	32	10	9	63	332
前年比	△3	10	△6	△13	△1	△3	△4	△19	31	△6	33	12	31

※数字は概数、行田警察署調べ

犯罪被害に遭わないために

- 自転車は、自宅敷地内に置く場合でも必ず鍵をかけましょう。
- 空き巣や忍び込み対策として、ひとつの窓に2重ロックを心掛けましょう。
- 夜間、路上での声かけ事案が発生しています。外出する場合は、反射材を身に付け、防犯ブザーを携帯しましょう。不審者の接近に気がつきやすいように、スマートフォンを見ながら、音楽を聴きながら歩くことは控えましょう。

▶問い合わせ 防災安全課防犯対策担当(内線283)



平成31年の新成人を祝う会は2部制です 新成人を祝う会実行委員も募集します

市では、二十歳を迎える皆さんの門出を祝福するため、「新成人を祝う会」を開催しています。来年度は、産業文化会館の耐震工事に伴い、会場が「みらい」文化ホールになります。このため、本式典は収容人数の関係から次のとおり2部制となりますので、ご注意ください。

▶開催期日 平成31年1月13日(日)

▶時間

【忍・行田・埼玉・太田中学校出身者】

午前11時30分～午後0時30分(午前11時から受け付け)

【長野・西・見沼・南河原中学校出身者】

午後2時～3時(午後1時30分から受け付け)

▶場所 「みらい」文化ホール

新成人を祝う会実行委員を募集します

また、この催しの企画・運営は「新成人を祝う会実行委員会」が行います。「思い出に残る成人式を自分たちの手で作り上げた」という方は、ぜひご応募ください。

▶実行委員会回数 5回程度

※第1回実行委員会は4月27日(金)

▶時間 午後7時～9時

▶場所 産業文化会館2A会議室

▶対象 平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれの方

▶募集人数 5人程度

▶申し込み 3月9日(金)までに住所、氏名、電話番号、生年月日、出身中学を記入して、FAXまたはEメールで提出してください(様式自由)。【FAX】556-0770【Eメール】hito@city.gyoda.lg.jp ※電話での申し込みも可

▶問い合わせ ひとつくり支援課生涯学習担当 ☎556-8319

平成30年度の加入受付がはじまります

万一の事故に備えて交通災害共済に加入しましょう

平成29年中は、市内で2,000件を超える交通事故が起こっています。交通事故を無くすためには、ルールを守るだけでなく、気持ちのゆとりと譲り合いの精神を持つことが大切です。しかし、ルールを守っていても、どんなに注意をしていても交通事故に遭うことがあります。そこで、万一の事故に備えて加入していただきたいのが交通災害共済制度です。

これは、市民の皆さんが会費を出し合うもので、加入している方が交通事故に遭ったとき、互いに助け合う制度です。皆さんも家族全員で交通災害共済にご加入ください。

▶加入資格

本市の住民基本台帳に記録されている方

▶共済期間

4月1日から平成31年3月31日までの1年間
※共済期間内に市外へ転出した場合効力を失います。

▶費用

1人年額500円
※10月以降に中途加入する場合は250円

▶加入方法

防災安全課で年間を通して随時受け付けています。2月5日(月)から3月30日(金)までは、自治会を通して加入の取りまとめを行います。※各自自治会で指定した期間に限りです。

▶対象となる交通事故

- 日本国内の道路上において発生した次の人身事故に限る
- 車両(自動車、原動機付自転車、自転車、バスなど)に乗車中の衝突、転落、接触などによる事故
 - 歩行中に発生した走行中の車両との衝突、接触などによる事故

▶対象とならない交通事故

- 故意による場合
- 無免許運転または飲酒運転
- 地震、噴火、津波など天災に直接起因した交通事故
- 歩行中の単独転倒による事故
- 停車中の自動車、自転車などから降りる際の転倒事故
- 道路でない場所での事故(個人の宅地または企業・工場敷地内、農耕作業中の場合など)

▶見舞金

種類	区分	見舞金額	
死亡見舞金	事故発生の日の翌日から起算して180日以内に死亡したとき	1,200,000円	
後遺障害見舞金	事故発生の日の翌日から起算して2年以内に身体障害者福祉法施行規則の規定による障害等級1級および2級の障害と認定されたとき	700,000円	
	事故発生の日の翌日から起算して2年以内に身体障害者福祉法施行規則の規定による障害等級3級、4級および5級の障害と認定されたとき	600,000円	
医療見舞金	実治療日数	180日以上	140,000円
		150日以上180日未満	110,000円
		120日以上150日未満	90,000円
		90日以上120日未満	70,000円
		60日以上90日未満	55,000円
		30日以上60日未満	40,000円
		7日以上30日未満 7日未満	30,000円 14,000円

- 実治療日数は、入院日数と通院日数(医師の診察を受けた回数)を加えたものです。
- 原則として交通事故証明書または救急車出動証明書(公的証明書※コピー可)、医師の診断書または自賠責保険の診断書および診療報酬明細書(コピー可)が必要になります。交通事故証明書または救急車出動証明書がない場合は、実治療日数が7日以上でも支払われる見舞金の上限が20,000円となります。

▶見舞金の請求期限

- 死亡・医療見舞金
事故発生の日の翌日から2年以内です。請求期限を経過したときは無効になります。
- 後遺障害見舞金
事故発生の日の翌日から3年以内です。請求期限を経過したときは無効になります。

▶問い合わせ

同課交通担当(内線284)

▼問い合わせ

- 同課観光担当(内線382)
- ▼その他 報酬はありません。
 - ▼応募方法 商工観光課で配布している応募用紙に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAXのいずれかの方法で同課【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市商工観光課観光担当【FAX】553-5063
 - ▼活動内容 ①市の提供する観光パンフレットの配布やSNSによる情報発信など、さまざまな機会を捉えて市の魅力を積極的にPRする②市の主催するイベントや祭典への協力③その他本市の観光振興に関することへの協力
 - ▼応募資格 本市に愛着を持ち、行田の良さや情報を広く発信していただける方

行田市観光サポーターを募集します

行田市の観光資源などを市内内外にPRし、市のイメージアップや観光振興を図るとともに、観光客の誘致など地域活性化を推進することを目的とした「行田市観光サポーター」を募集します。

▼委嘱期間

委嘱の日から2年間

▼活動内容

- ①市の提供する観光パンフレットの配布やSNSによる情報発信など、さまざまな機会を捉えて市の魅力を積極的にPRする
- ②市の主催するイベントや祭典への協力
- ③その他本市の観光振興に関することへの協力